

地球環境史の概況

- 1883年 足尾銅山の鉱毒で渡良瀬川流域被害
- 1893年 別子銅山の煙害発生
- 1894年 イギリスでナショナルトラスト運動起こる
- 1920年 神通川流域で農作物の被害 イタイタイ病(カドミウム)発生
- 1930年 ベルギーで亜硫酸ガスの大気汚染のため60人死亡、数千人に被害
- 1932年 宮沢賢治「グスコブドリの伝記」でCO₂増加による温暖化を書く
- 1934年 スタインベック「怒りの葡萄」で大干ばつを書く
- 1945年 ロスアンジェルズで光化学スモッグが観測される
- 1948年 米、ドラノで二酸化硫黄などによる汚染で5900人が中毒、20人が死亡
- 1949年 エネルギー源として石油が中心となる 米、水爆実験に成功
- 1955年 ソ連、水爆実験成功、水俣病の公式発見
ソ連、世界最初の実用的原子力発電所設置
- 1956年 スーダン、90~100kmサハラ砂漠が広がる 地球観測年
- 1960年 田子の浦港でヘドロが溜まり始める 1969年にヘドロ公害
- 1961年 四日市で喘息患者多発、ロンドンで煤煙により340人死亡
- 1962年 米、核実験 第五福竜丸死の灰をかぶる
- 1967年 スウェーデンの土壤学者・オーデン博士が酸性雨の原因の論文発表 酸性雨
解明の父と呼ばれる
- 1968年 サハラ砂漠、サヘル地域の干ばつで10~20万人餓死
PCBによるカネミ油症事件、国連ではじめて環境問題が登場
- 1969年 東京都革新都政のもとで「東京都公害防止条例法」
- 1970年 いわゆる公害国会 公害罪法など公害14法案が成立
- 1971年 自動車排ガス規制強化、イタイタイ病の裁判で患者勝訴 環境庁発足
- 1972年 四日市喘息裁判で患者側の勝訴
ストックホルムの「国連人間環境会議」、初めて酸性雨が人々に知らされた
ユネスコで世界遺産条約批准
- 1973年 米の2博士、フロンがオゾン層を破壊する可能性ありと発表
日本 国立公害研究所設置、自然保護憲章発表 世界の人口40億人
- 1977年 ナイロビでUNEP国連沙漠化は天候より人間活動が影響大と発表
- 1978年 世界保健機構(WHO)が紫外線と皮膚癌の因果関係の疫学的証拠を報告
米、スリーマイル島で原子力発電所事故
- 1979年 中国の第二松花江で水銀汚染問題
- 1980年 独、酸性雨による森林被害、
米、北東部からカナダにかけて森林被害調査が始まる
- 1985年 世界気象機関(WMO)とUNEPの主催で気象学者会議 21世紀半ばま
でに平均1.5度~4.5度温暖化すると結論
- 1986年 世界の人口50億人、ソ連、チェルノブイリ原子力発電所事故
- 1987年 カナダ、トロントサミット - 2005年までに二酸化炭素20%削減を宣言

地球環境サミットと地球温暖化問題

2002年10月14日

野口信彦

はじめに

8月26日から9月4日まで南アフリカ・ヨハネスブルクで、「リオ+10」といわれる、持続可能な開発サミット(WSSD)が開催された。

圧倒的な貧困を克服し、持続可能な世界への道を議論したヨハネスブルクでの環境・開発サミット。

安全な水を飲めない人が10億人以上おり、汚染された水による下痢など劣悪な環境が原因で9・11の前も後も45分ごとにジャンボ機1機分の子どもが死亡している。環境・開発サミットが光を当てたのが今日の世界の姿である。

ヨハネスブルグサミットとは

8月26日から9月4日まで南アフリカのヨハネスブルクで開かれた環境開発サミット(持続可能な開発に関する世界首脳会議)は、世界190カ国から100人以上の首脳を含む代表9000人、環境NGO(非政府組織)や企業などの代表8000人、記者4000人が参加した、大規模な国際会議だった。サミットは全体として21世紀の世界のあり方を大きく問う会議となり、貴重な成果もあった。

では、リオ・サミットから今回の地球環境サミットの到達点、意義、今後の課題を検討してみよう。

1. サミットまで

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)は、世界の「持続可能な開発」を具体的に進める諸課題を列挙した「アジェンダ21」などを採択した。

寺西俊一—橋大学教授『環境経済』から引用

持続可能な発展に関する世界サミット/Rio+10

1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(UNCED)から10年後の2002年に、UNCEDで採択された「アジェンダ21」などの進行状況をおさらいし、対策強化に必要な政策や行動について検討される国連環境会議をいう。UNCEDの合意事項のレビューは持続可能な開発委員会(CSD)が毎年行っているが、政策実施に当たっては効力を十分に持つには至らなかった。他方で、1990年代には、貿易と環境、気候変動問題、生物多様性保全などの領域でさまざまな諸問題が蓄積し、持続可能な発展のための諸策の具体的実施が急務となっていた。このサミットで

は、アジア太平洋、アフリカ、ヨーロッパ、北アメリカ、南アメリカなどの地域別の実行状況と見直し、国別の実行状況の評価と見直しなどについて政府、関係機関、NGOなどのさまざまな立場から検討が行われ、21世紀に必要な行動についての文書を取りまとめた。

地球サミットでは「気候変動枠組条約」「生物多様性条約」の2つが合意されており、その後、「砂漠対処条約」も合意された。地球環境関係の各種条約は、モントリオール議定書の数回にわたる強化、京都議定書の採択、生物多様性条約、「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」など、この10年に一定の取組み・前進はあった。しかし、10年前にはこの分野でも、条約・議定書整備がまだである他の分野でも、もっと多くの前進を予測していた。

「持続可能な開発」という考え方は、1983年に発足したブルントラント元ノルウエー首相（現・世界保健機構＝WHO事務局長）を議長とする「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）が87年に発表した報告『われら共通の未来』で打ち出された。同報告は「持続可能な開発」を、「自らの基本的必要を満たす将来の世代の能力を損なうことなく、(今日の)すべての人の世代の基本的必要を満たす能力」と定義した。地球環境への破壊的影響を省みない大量生産・大量消費の従来型経済＝「持続可能な開発」への反省に立ち、開発そのものを否定するのではなく、今日の世界の貧富の格差、地球環境、将来に配慮した開発を進めるという考え方である。それは、21世紀の世界の合理的発展にとって意義ある構想である。

今回のサミットまでには主要文書をまとめる準備会合が3回もたれたが、文書案を合意してサミットに臨むという当初の目標は達成されないまま、サミット本番を迎えることになった。

サミットでは、水、温暖化、漁業、エネルギー、生物多様性など、さまざまな課題が論議された。しかし、それが全体としてどういう意味を持つのかを把握しなければ、この合意事項や議論内容を見るだけでは、合意されなかった事項の意義が見えなくなることに留意する必要がある。

地球温暖化防止とは

気候変動の原因と見られる地球温暖化を防止するためのさまざまな取組み。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の1990年の報告書によれば温室効果ガス濃度を90年水準に安定化させるには、直ちに60%以上の排出削減を行わなければならない。この衝撃的な科学的な知見に後押しされ、92年に気候変動枠組条約（UNFCCC）が策定され、同年6月の国連環境会議（UNCED）で署名が開始された。

95年の条約発効を経て、97年の第3回締約国会議で温室効果ガス削減目標を含む京都議定書が採択された。温室効果ガス削減に当たっての国際的な政策と措置の具体的内容は、2001年7月にドイツ・ボンで開催されたCOP6再開合意を経て、2001年10月～11月にモロッコ・マラケシュで開催されたCOP7で検討された。地球温暖化防止策の中心は国内政策にあり、国際的手段はこれを補完するものとされる。

日本の国内政策は1998年6月に閣議決定された「地球温暖化防止対策推進大綱」が基礎

となっている。国内での温室効果も寄与度はCO₂が圧倒的に高いことから、地球温暖化防止策の根幹は、産業、民生、運輸、エネルギー転換の各部門での排出削減策、徹底したエネルギー管理にある。現在の日本のエネルギー政策は2001年策定の総合資源エネルギー調査会報告を基に実行されているが、原子力発電の大幅拡大や、排出削減策で重要な産業部門において経団連自主行動計画などの企業の自主的な取り組みに依存する構造など、温暖化防止の実効性が低い内容となっている。

京都議定書

先進国の温室効果ガスの排出規制・削減目標を定めた国際的合意文書。その目標は2008年～12年(第1次約束期間)の5年間の排出量平均で、先進国全体で1990年水準から5・2%削減である。目標値は国により差異化され、排出削減目標を持つ国々(EU8%、アメリカ7%、日本6%など)と排出抑制目標を持つ国々(ロシア、ウクライナなど0%目標)、排出増大が容認された国々(オーストラリア8%増大など)などに分かれる。

京都議定書には削減抑制目標達成のための国際的政策手段に関する規定が含まれるが、具体的な運用ルールは決められていない。この運用ルールをめぐって、COP3以後の国際交渉は難航した。主な論点は京都メカニズム、森林などの吸収源、途上国問題(資金移転、技術移転)遵守である。

このうち京都メカニズムは、先進国間での排出割当量を取引する排出量取引(ET)、先進国と途上国との間の温室効果ガス削減プロジェクトに関するクリーン開発メカニズム(CDM)、先進国間の温室効果ガス削減協力を進める共同実施(JI)の3制度をさす。

運用ルールは、第4回締約国会議(COP4)で定められたブエノスアイレス行動計画でCOP6までに確定すると決められていたが、COP6では京都議定書の抜け穴をできるだけ小さなものにしようとするEU(欧州連合)・途上国と、吸収源の拡大解釈などを狙った、日本・アメリカなどのアンブレラグループとの対立が激しく、交渉は決裂した。

2001年3月にアメリカ・ブッシュ政権が京都議定書離脱を表明したあと、議定書の発行要件を満たすには日本の批准が不可欠となった。そのためCOP6再開会合では、EU、途上国が日本に大きく譲歩、日本の吸収量を大幅に認めた政治合意(ボン合意)が策定された。

(COP7)では、ボン合意に基づき、法的文書にまとめるための交渉が行われた。今後は、2002年の議定書発効が、国際的な温暖化対策を進めるための最大の焦点となる。